

令和7年度 大分地方最低賃金審議会

大分県最低賃金専門部会

- 1 日時 令和7年8月19日（火）午前10時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員
公益代表：井田委員、田中委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員
使用者代表：大塚委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）金額審議について
（2）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、全委員のご出席をいただいております。

このため、本専門部会は、9名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしくお願いいたします。

部 会 長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

議題1「金額審議」に入ります。

最初に、前回2回目の金額審議の概要を申し上げますと、

労側からは、

使用者側意見である価格転嫁が必ずしも進んでいないという状況は理解しているものの、国レベルで努力しているということもあって、価格転嫁できる方向に向かって進んでいくべきと考える。それには最低賃金を上げていくことが重要である

などのご意見がありました。

一方、使側からは、

- ・各種調査において価格転嫁が進んでいない状況がみられる。中小企業の賃上げ率は4.03%であり、そのうちの60.1%が防衛的賃上げであるというデータもある。目安額については物価高騰に重きが置かれているようであり、支払能力や地方の実態を反映しているとは必ずしも言えないのではなかろうかという観点から、具体的な金額については、賃金改定状況調査の第4表に基づく引上げ金額とした

などのご意見がありました。

部 会 長

本日は、3回目の金額審議となります。

本日は審議を尽くして可能であれば取りまとめを行いたいと思います。労使委員の皆さま、ご協力をお願いします。

まずは、全体会議の場で、何かご発言やご意見がございましたら、お願いします。

労側委員いかがですか。使側委員いかがですか。

藤野委員

事務局に質問なのですが、現在、全国のCランクの県で決着したところはあるですか。

賃金室長

現時点では鳥取県のみで、73 円引上げ、目安プラス 9 円で 1030 円、10 月 4 日発効となっています。

部 会 長

ほかはよろしいですか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入りたいと思います。

まずは、事務局から本日の協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、前回と同様、当会議室が公労会議、公使会議の場となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3 階の職業安定部の会議室を、使用者側委員の皆様は、3 階の雇用環境・均等室奥の委員会室を控室として用意しています。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

部 会 長

今日は、少し公益委員でお話ししたいことがありますので、一旦、労使双方、控室に移動していただいて、その後、労側から、ご意見をお聞きしたいと思います。

(休会)

部 会 長

それでは公労会議を始めます。

(二者協議)

部 会 長

それでは、全体会議を再開します。

それぞれから御意見をお伺いし、公益の方で調整を行いましたが、

使用者側からは、大分商工会議所の会員への聞き取りということから主として価格転嫁出来ているかどうか、出来ているとしてどの程度出来ているかというアンケート調査をご報告いただきまして、大分の中小企業の実態ということをお示しいただきました。しかし、そうは言っても、というところで修正した金額の提示をいただきました。

労働者側からは、大分における中小企業の価格転嫁の成否及び程度を踏まえて必ずしも十分に進んでいるわけではないという点は理解する、ただし、目安との乖離がまだ大きいことと、価格も賃金も上げていくということが本来の経済の好循環ではなかろうかということで、理解はするものの、使用者側の提示する金額での合意は得られませんでした。労働者側の金額再提示をされますかとお聞きしたのですけれども、本日のところは提示はしない、次回、改めて提示するというのをいただきましたので、本日は結論をまとめるまでに至りませんでした。

このため、引き続き協議していきたいと思いますが、労使各側から何か話しておきたいことはないですか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、次回開催日を決めたいと思います。

専門部会の開催予備日として、8月21日を予定しております。

8月21日（木）午前10時からとしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

【異議なし】

部 会 長

それでは、次回の専門部会は、8月21日（木）午前10時からとします。

次回の専門部会では、審議をつくし、できれば全会一致で結審し、本審で答申を行うことができればと思いますので、労使委員の皆様よろしく願います。

最後に事務局から願います。

賃金室長

それでは、次回の専門部会を、8月21日（木）午前10時、この会場で開催をお願いしたいと思います。

また、次回専門部会におきまして結審となりましたら、同日の午後4時から本審を開催し、答申をいただくことになりますのでよろしくお願いいたします。

部 会 長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、二宮委員、藤野委員にお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。